

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	394.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	1,090.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	1,090.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	167.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	165.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	606.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	606.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	173.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	844.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	2,336.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	2,336.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	370.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	350.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	1,295.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	1,295.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	383.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	844.0	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	2,336.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田駅	地域内フィーダー	2,336.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～大栄町2丁目～新発田営業所	地域内フィーダー	370.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	350.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田駅～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	1,295.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田駅	地域内フィーダー	1,295.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	新発田営業所～農業高校前～新発田営業所	地域内フィーダー	383.5	①	新潟～木崎～新発田線新発田駅前停留所と近接	①

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新発田市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	56,005
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4-3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図